

「自動けいぞく（累積）投資約款」新旧対照表

(緑網掛部分変更)

旧	新
<p>1. 約款の趣旨</p> <p>この約款は、朝日信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）を通じて取引する追加型株式投資信託のうち自動けいぞく投資コースの投資信託（以下、自動けいぞく投資コースの個々の投資信託のことを「個別商品」といいます。）について、お客様と当金庫との間の自動けいぞく（累積）投資に関する取決めです。</p> <p>当金庫は、この約款の規定にしたがってお客様と個別商品の自動けいぞく（累積）投資契約（以下、「契約」といいます。）を締結いたします。なお、この約款に別段の定めがないときには、「朝日信用金庫投信取引約款」（以下、「投信取引約款」といいます。）、（追加）個別商品の投資信託約款、個別商品の目論見書にしたがって取り扱います。</p> <p>2. ~11. (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">(平成 17 年 3 月制定) (平成 18 年 11 月改正) (平成 27 年 11 月改正) (平成 30 年 1 月改正) (令和 2 年 3 月改正)</p>	<p>1. 約款の趣旨</p> <p>この約款は、朝日信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）を通じて取引する追加型株式投資信託のうち自動けいぞく投資コースの投資信託（以下、自動けいぞく投資コースの個々の投資信託のことを「個別商品」といいます。）について、お客様と当金庫との間の自動けいぞく（累積）投資に関する取決めです。</p> <p>当金庫は、この約款の規定にしたがってお客様と個別商品の自動けいぞく（累積）投資契約（以下、「契約」といいます。）を締結いたします。なお、この約款に別段の定めがないときには、「朝日信用金庫投信取引約款」（以下、「投信取引約款」といいます。）、電子サイン取引規定、個別商品の投資信託約款、個別商品の目論見書にしたがって取り扱います。</p> <p>2. ~11. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">(平成 17 年 3 月制定) (平成 18 年 11 月改正) (平成 27 年 11 月改正) (平成 30 年 1 月改正) (令和 2 年 3 月改正) (令和 7 年 12 月改正)</p>